(3)　製紙原料等を得るための施設において、異物の除去及び選別をし、製紙原料等を得ることにより再商品化がされる。当該製紙原料等は、紙、板紙又はパルプモールドの原材料として利用される。

また、当該製紙原料等を除いた選別後の分別基準適合物のうち、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕解繊物等の原材料として利用できるものについては、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕解繊物等を得るための施設において、破砕、成形加工その他の処理をし、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕解繊物等を得ることにより再商品化がされる。

さらに、当該古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕解繊物等の原材料を除いた選別後の分別基準適合物については、固形燃料又はフラフ燃料を得るための施設において、圧縮又は破砕その他の処理をし、固形燃料又はフラフ燃料を得ることにより再商品化がされる。

4　その他再商品化の実施に関し重要な事項

紙製容器包装に係る分別基準適合物の再商品化により得られた物の需要拡大を推進するものとする。

五　規則第四条第五号に定める分別基準適合物（以下「ペットボトルに係る分別基準適合物」という。）

1　各年度において再商品化がされる量の見込み

平成二十三年度から平成二十七年度までの各年度において再商品化がされるペットボトルに係る分別基準適合物の量は、次の表の上欄に掲げる年度ごとに同表の下欄に掲げるとおりと見込まれる。

| 年度（平成） | 再商品化がされるペットボトルに係る分別基準適合物の量の見込み（単位　千トン） |
|---|---|
| 二十三 | 四一九 |
| 二十四 | 四二一 |
| 二十五 | 四二二 |
| 二十六 | 四二一 |
| 二十七 | 四二二 |

2　再商品化をするための施設の設置に関する事項

ペットボトルに係る分別基準適合物の再商品化をするための施設は、別表第五の所在地の欄に掲げる都道府県に、平成二十二年九月三十日現在、設置されている。

3　再商品化の具体的方策に関する事項

ペットボトルに係る分別基準適合物は、次により再商品化がされる。

(1)　フレーク又はペレット等のプラスチック原料を得るための施設において、異物の除去、洗浄、破砕その他の処理をし、フレーク又はペレット等のプラスチック原料を得ることにより再商品化がされる。当該プラスチック原料は、プラスチック製品、繊維製品等の原材料として利用される。

(2)　ペットボトル等の原料となるポリエステル原料（ビス(二―ヒドロキシエチル)テレフタレート、テレフタル酸ジメチル、テレフタル酸等をいう。以下同じ。）を得るための施設において、異物の除去、洗浄、破砕、解重合、精製、重合その他の処理をし、ペットボトル等の原料となるポリエステル原料を得ることにより再商品化がされる。当該ポリエステル原料は、ペットボトルその他のプラスチック製品、繊維製品等の原材料として利用される。

4　その他再商品化の実施に関し重要な事項

ペットボトルに係る分別基準適合物の再商品化により得られた物の需要拡大を推進するものとする。

六　規則第四条第六号に定める分別基準適合物（以下「プラスチック製容器包装に係る分別基準適合物」という。）

1　各年度において再商品化がされる量の見込み

平成二十三年度から平成二十七年度までの各年度において再商品化がされるプラスチック製容器包装に係る分別基準適合物の量は、次の表の上欄に掲げる年度ごとに同表の下欄に掲げるとおりと見込まれる。

| 年度（平成） | 再商品化がされるプラスチック製容器包装に係る分別基準適合物の量の見込み（単位　千トン） |
|---|---|
| 二十三 | 一、五三六 |
| 二十四 | 一、五五八 |
| 二十五 | 一、五五八 |
| 二十六 | 一、五五七 |
| 二十七 | 一、五五九 |

2　再商品化をするための施設の設置に関する事項

プラスチック製容器包装に係る分別基準適合物の再商品化をするための施設は、別表第六から別表第十二までの所在地の欄に掲げる都道府県に、平成二十二年九月三十日現在、設置されている。

3　再商品化の具体的方策に関する事項

プラスチック製容器包装に係る分別基準適合物は、次により再商品化がされる。

(1)　減容顆粒品又はインゴットを得るための施設において、白色の発泡スチロール製食品用トレイに係る分別基準適合物に対し、異物の除去、破砕その他の処理をし、減容顆粒品又はインゴットを得ることにより再商品化がされる。当該減容顆粒品及びインゴットは、ペレットを得るために利用され、当該ペレットは、発泡スチロール製食品用トレイその他のプラスチック製品等の原材料として利用される。

(2)　減容顆粒品又はインゴットを得ることなくペレットを得るための施設において、白色の発泡スチロール製食品用トレイに係る分別基準適合物に対し、異物の除去、破砕その他の処理をし、減容顆粒品又はインゴットを得ることなくペレットを得ることにより再商品化がされる。当該ペレットは、発泡スチロール製食品用トレイその他のプラスチック製品等の原材料として利用される。

(3)　ペレット等のプラスチック原料を得るための施設において、異物の除去、洗浄、破砕その他の処理をし、ペレット等のプラスチック原料を得ることにより再商品化がされる。当該プラスチック原料は、プラスチック製品等の原材料として利用される。